



あまとうふ

毎月十九日は『防火の日』



第十四回ちびっこ消防広場

平成十八年六月二十一日(水)海部東部防火危険物安全協会の共催で七宝町女性消防クラブと大治町婦人消防クラブの協力を受け、美和町立中央公民館において、ちびっこ消防広場を開催しました。この広場には、管内四町、九園の園児約六〇〇名が参加し名古屋市消防音楽隊の勇壮な演奏と、カラーガード隊リリー・エンゼルスの華麗な演技・防火クイズ・防火玉入れなど楽しい一日となりました。



第八回消防納涼まつり

平成十八年八月六日(日)海部東部防火危険物安全協会の共催で美和町、甚目寺町の消防団と七宝町女性消防クラブと大治町婦人消防クラブの協力を受け、当消防署北分署において、第八回消防納涼まつりを開催しました。大治太鼓保存会を始めとして、はしご車試乗、地震体験、水消火器・ミニ消防車による放水体験、ゲームコーナーなどを体験しながら消防、防災への意識の高揚と消防を身近に感じていただくことを目的で毎年行っています。

秋の火災予防運動

実施期間

11月9日(木)~15日(水)

全国統一防火標語

「消さないで あなたの心の 注意の火。」

住宅火災 いのちを守る 7つのポイント -3つの習慣 4つの対策-

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さくうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

この運動は、火災が発生しやすい気候となる季節を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及と火災の発生の防止、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐため、毎年全国一斉に実施されるものです。

- 昨年、住宅火災による死者数が千二百二十人に急増し、過去最悪の事態を迎えました。今後さらなる増加が懸念されることから、今年六月一日に施行された新築住宅への住宅用火災警報器の設置義務付けのスタートに併せ、総務大臣により「住宅防
- 当署では、火災予防運動期間中、次の行事を行います。
- | | | | |
|--------------------------|---------------|-----------|---------------|
| 一 防火管理者等を中心とした火災予防研修会の実施 | 二 消防団との合同立入検査 | 三 空地の枯草指導 | 四 消防避難訓練の重点実施 |
|--------------------------|---------------|-----------|---------------|

火推進宣言」が行われました。同宣言を踏まえ、より一層、火の取り扱いに注意されるとともに、この機会に各家庭で防火について話し合われることをお勧めします。

◆主な行事◆

- 五 セスナ機を利用した空からの防火広報
- 六 広報車、消防車による防火パレード
- 七 幼稚園児、保育園児を対象に「園児と防火の集い」を開催
- 八 消防署、北分署、南分署、南分署前に、火災予防啓発用大型看板を作成・掲出
- 九 管内主要道路の歩道橋に防火啓発用横断幕を掲出
- 十 催

甲種防火管理講習会のご案内

日時 平成十九年二月五日(月)
午前八時三十分~午後五時

会場 七宝町大字遠島
字十坪一一九番の一

受付 平成十八年十二月一日(金)
平成十九年一月十日(水)

海部東部消防本部

お問い合わせお申込み先
海部東部消防本部 予防課
TEL ○五二四四二五二三
FAX ○五二四四二三二八〇

平成十七年度の主な事業

一 安全で安心な地域社会づくり

住民の皆さんや、事業所、学校等による消防訓練を八十九回、一万四千人余りのご参加を得て実施、防火意識の高揚、各種災害時における対応能力の向上を図りました。

二 消防防災行政推進

(一) 消防車両等の更新
小型動力ポンプ付水槽車と火災調査車の更新を行い消防力の強化を図りました。



小型動力ポンプ付水槽車

(二) 救急体制の充実強化
ア 応急手当の普及啓発として、救命講習(普通・上級)を計三十回実施、五百八十五人の受講者全員に修了証を交付いたしました。



火災調査車

たしました。

イ 救急救命士三名を養成し、今年度より救急業務に従事しています。

(三) 予防体制の推進
ア 立入検査、建築・設備指導及び危険物施設の安全管理指導等を行いました。

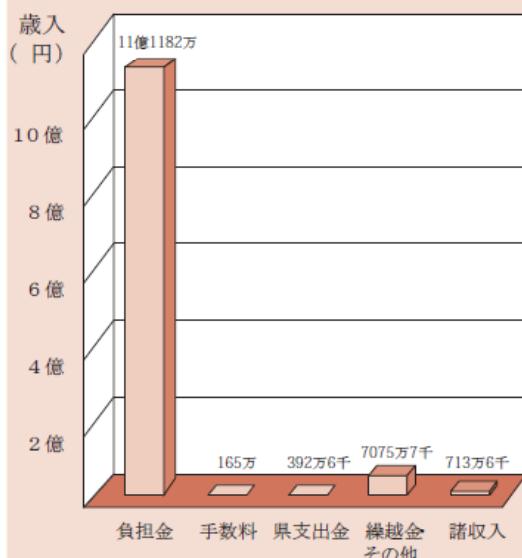
イ 住宅防火診断、消防広報等を通じ、防火思想の向上を図り、火災件数の低減に努めました。

三 職員の資質の向上

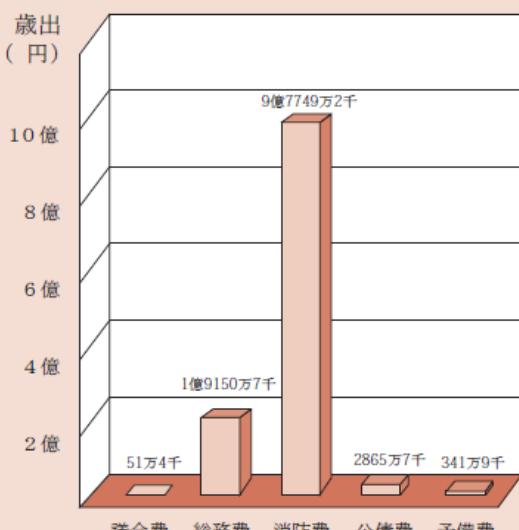
消防大学校、愛知県消防学校で行われた各種の研修に職員を派遣し、知識・技術の向上を図りました。

「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」

平成十七年度 海部東部消防組合一般会計歳入歳出決算



「歳入」総額 12億158万9千円



「歳出」総額 12億158万9千円

知っていますか？

119番

あなたは、家が火事になつたときや大切な人がケガや病気になつたときには消防車や救急車を呼ぶことが出来ますか？

前号に引き続いて、119番通報の要領をより詳しく説明したいと思います。

119番通報には大きく分けて一般電話による119番通報と携帯電話・P H Sによる119番通報があります。

携帯電話・P H Sの119番通報は年々増加傾向にあり、通報者が発生場所の地理に詳しくない場合が多いため、発生場所を確認するのに時間がかかります。

一般電話による119番通報

▼ 通信室の状況



携帯電話による119番通報

左記の注意事項を確認して、あわてず・はつきり・正確に通報してください。

※ 通報時の注意事項

- ① 市町村境界線において通報された場合、電波状態により隣接する消防本部へ通報されることがあります。その場合は速やかに管轄する消防本部に転送しますので、受付した者の指示に従って下さい。

当消防本部では、十一月から新しい内容での応急手当講習等を実施します。なお、従来の心肺蘇生法を否定するものではなく、より良い方法を推奨しているものでありますので、A E Dの使用に際しては、使用する機器のメッセージ等に従って心肺蘇生を行ってください。

- ② 発生場所の市町村名、住所を確認して通報してください。（住所が分からぬ場合は周辺の建物、交差点の名称等を確認してください）
- ③ 携帯の電話番号を教えてください。発生場所が分からぬ場合や傷病者の状況を確認したいときに折り返し電話することがあります。
- ④ 運転中の場合は車両を安全な場所へ停止した後に通報してください。

救急隊からのお知らせ



お問い合わせ先
海部東部消防本部 消防課
TEL ○五二一四四二一六〇五
FAX ○五二一四四二三一八〇

消防情報登録について

海部東部消防本部では発信地検索システム指令装置を設置しています。

発信地検索システムとは**119番通報**された方の「住所」、「電話番号」、のどちらかが分かれば、災害発生場所（通報場所）が地図画面に表示することができ、これにより119番通報から出動までの時間を大幅に短縮できるというもので

しかし、新しくこの町に移住された方や同じ町内で転居された方の情報は新たに住民情報を登録していただき必要があります。

情報の登録方法は「消防情報登録申込書」を記入し、役場又は消防署へお持ちいただき、郵送、電話、FAXでお知らせください。なお、登録していただいた情報は、他の目的に使用することはできません。

※ 携帯電話・PHS等は場所が特定できないため、登録することができません。

TEL 052-442-3180
FAX 052-442-3180

消防情報登録申込書

(フリガナ) お名前			
ご住所	(番地まで正確に記入してください。アパート、マンションなどはその名称と室番号も記入してください) 町大字		
電話番号 (携帯電話 PHSは不可)	()	(店舗、事業所併用住宅の場合はその名称)	

※ 必ず登録したい住所の地図を詳しく書いて添えてください。

119番通報方法

消防署	通報者	消防署	通報者	消防署	通報者	消防署	通報者	消防署
消防署	通報者	消防署	通報者	消防署	通報者	消防署	通報者	消防署
消防車（救急車）の音が聞こえてきたときに、家の外に出て誘導してください。	電話番号を教えてください。 (再度、電話連絡することがあります。)	消防署	通報者	消防署	通報者	消防署	通報者	消防署
		電話番号は○○○・○○○○です。	(例1) 家が燃えています。 (例2) 車が燃えています。	(例1) 車が燃えています。 (例2) 交通事故で頭から出血しています。	(例1) 胸が苦しい。 (例2) 交通事故で頭から出血しています。	○○町大字○○字○○△△番地 消防太郎です。	○○銀行の西側です。 国道302号線の○○信号交差点です。	○○町大字○○字○○△△番地 □□マンション102号室の 消防太郎です。



救急車と消防車の同時出動

「救急車を要請したのに、消防車も来てしまつたのは：なぜ？」という質問を多数お寄せ頂いております。また、最近「PA連携」という言葉を耳にしませんか。

PA連携とは、ポンプ車(Pumper)と救急車(Ambulance)が同時に出場するものであり、双方の頭文字から「PA」と名前をつけたものです。

心肺機能が停止した傷病者に対して高度な救命処置を行う場合や、階段・通路などが狭いために傷病者の搬送が難しい場合など、救急隊員のみでは対応が困難な事態に備えるため、要請の内容から必要と認める場合には、救急車に加えて消防車を同時に出場させ、救急隊と消防隊とが連携して救急活動を行うものです。

当消防署では、より安全かつ迅速な救急活動を行うため、次の条件においてはまる場合において実施しています。

- 一 心肺停止状態が疑われる場合
- 二 交通事故等で、現場及び救急隊の安全を確保する必要があると判断した場合
- 三 三階以上の建物にお住まいの方からの要請で搬送が困難であると判断した場合
- 四 その他、必要であると判断する場合

また、**先行救急出動**(最寄りの消防署の救急車が別事案で出動している場合、消防車で先に駆け付け応急処置)も実施しています。

今後も、皆様のご理解とご協力をお願いします。



屋外の火災防止対策

当消防本部では、毎年十月から十二月にかけて、建物に近接した状況で燃焼のおそれがある空地等の枯草及びその他の物件について調査し、危険性の高いものは、**除去指導**を行っています。

- 除去指導の目安
草丈五十センチメートル以上で面積三十平方メートルを超え、住宅等からの距離五十メートル以内のもの
- その他火災予防上危険であると認めるもの



海部東部防火危険物安全協会連絡車を寄贈

災害時の職員搬送車両として使用していたマイクロバスがディーゼル規制(自動車NOX・PM法)で使用出来なくなり災害対応に苦慮していましたが、この度、海部東部防火危険物安全協会の御計らいにより、平成十八年七月二十八日に海部東部消防組合管内に於ける災害時に役立てるため、海部東部消防組合管理者へ連絡車の目録が贈呈されました。

今後は、当消防組合管内の災害時に役立て活用していきます。

介護保険要介護認定

新予防給付について

障害認定審査会事務局

自立	要支援	支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
26	363	27	18	841	448	403	332	252

平成十七年度において海部東部四町（七宝町、美和町、甚目寺町、大治町）では、百十回の介護認定審査会を開催し、二千七百十件の要介護認定等審査判定を行いました。その結果については左表のとおりです。

平成十八年四月の介護保険制度の改正に伴い、新予防給付が始まりました。平成十八年五月に新たに障害認定と新予防給付のサービスを利用（従来のサービスは利用不可）が実現されました。

これまでの要介護認定とサービスの変更

これまで		4月以降	
要支援	→	要支援1	新予防給付のサービスを利用（従来のサービスは利用不可）
要介護1	→	要介護1	従来の介護保険サービスを利用
要介護2	→	要介護2	
要介護3	→	要介護3	
要介護4	→	要介護4	
要介護5	→	要介護5	

新予防給付とは

疾病などによる下肢機能等の低下、活動や参加を阻害する生活環境等を

急増していることを踏まえ、給付の効率化や重点化を図るとともに自立支援を徹底するため、要支援状態や「要介護1」のうち状態を維持・改善できる可能性の高い被保険者を対象に生活機能の維持・向上を図ります。

現在の要支援1（要支援）は新予防給付となり、要介護1は病気や怪我などにより心身の状態が不安定な場合や、認知症（痴呆症）などにより十分な説明を行っても適切に理解することが困難なケースを除き新予防給付の対象となります。

新予防給付は、適切な介護予防サービスの利用により状態の改善が期待できる人が対象となります。そのため、現在、要介護認定で行つてある七十九の調査項目に加え、「中の生活」「外出の頻度」「家族・居住環境、社会参加の状況の変化」

方に対しても、比較的軽度の要介護状態のときに活動や参加に適切なサービスを提供することにより、介護状態の改善または悪化の予防を図ることが介護予防の基本です。

軽度の「要支援」「要介護1」が急増していることを踏まえ、給付の効率化や重点化を図るとともに自立支援を徹底するため、要支援状態や「要介護1」のうち状態を維持・改善できる可能性の高い被保険者を対象に生活機能の維持・向上を図ります。

介護認定審査会で二次判定が行われ二次判定後に「新予防給付」対象者と「介護給付」対象者に分けられます。

「新予防給付」が導入されます。

審査会は二合議体各五名の審査員で構成され、八月から審査会を実施しています。

障害認定の審査を行うことに伴い、平成十八年度の一年間を委嘱期間として、医師・歯科医等を始め十名に委嘱したものです。

審査会委員を委嘱しました。

平成十八年五月に新たに障害認定審査会委員を委嘱しました。

障害認定の審査を行ふことに伴い、平成十八年度の一年間を委嘱期間として、医師・歯科医等を始め十名に委嘱したものです。

審査会は二合議体各五名の審査員で構成され、八月から審査会を実施しています。

といった三項目を追加し認定調査を行います。

For fire, medical emergency or rescue, dial 119

Q クイズに挑戦!

ナンバープレース

●ルールと第48号の答え●

5	8	6	4	3	9	1	2	7
7	9	2	5	1	6	4	8	3
4	1	3	8	7	2	5	9	6
1	2	4	3	5	8	7	6	9
3	7	9	2	6	4	8	5	1
6	5	8	7	9	1	2	3	4
2	3	1	9	4	5	6	7	8
8	6	7	1	2	3	9	4	5
9	4	5	6	8	7	3	1	2

●問題●

9	2	1		8	3	7		
1		9		6		2		
2	8	7		3	1	4		
4	3	5		1	2	6		
5		6		7		9		
3	6	4		2	5	1		

● 賞品
締切り
発表
あて先

正解者には記念品をプレゼント
(多数の場合は、抽選で20名)
12月22日(金)当日消印有効
賞品の発送をもって発表とします。
〒497-0002
海部郡七宝町大字遠島字十坪119番の1
海部東部消防組合消防本部予防課まで

文字が重複しないように気を付けて、わかるところからうめなければ解けます。

● ポイント

★48号の応募者98名、正解者88名でした。
たくさんのご応募ありがとうございました。

※ハガキの裏面に答えと住所 氏名 電話番号の他、広報誌や消防に対するご意見を明記の上、応募してください。
お待ちしております。

問題 ナンプレメイト(マガジン・マガジン刊)より

「火をつけた あなたの責任 最後まで」

アドバイス

広報に対するご意見の紹介

★ 大切な人命救助と財産を守るに寸時の油断なく救急活動を速やかにする為にも、新築既存住宅共、残らず火災警報器を効率よく取り付ける事が不可欠の時代、おいてはこれが大事の前の

小事につながると思いますが、油断大敵。

美和町 I · K

毎日 御苦勞様です。

前号に載っている通報の仕方を切り取って電話機の前に貼ておこうと思います。

甚目寺町 K · K

★ 二九番通報をまだ一度もしたことがありません。「一分一秒を争うため正確な二九番通報ができるよう普段から目標物や準備するもの等を確認する事が大事だと知りました。

大治町 N · Y

★ 毎日のお勤めごくろうさまで

す。東海地震が来ることが予想されるなかで地震災害を想定した総合訓練が「一月二十二日」に甚目寺町において実施されたことは、我々住人にとって気持ちを強くすることができます。今後、このような訓練に住人も参加できるように実施してもらうと町民との一体化がより一層図られると思います。

七宝町 K · K

★ このクイズに応募するため広報をはじめて読みました。二九番通報の仕方などとても参考になりました。電話に切り取りを貼り付けるつもりです。

大治町 T · K

